

事務連絡
平成 18 年 9 月 28 日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
技術顧問 富田 和久
〔公印省略〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び
海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について

拝啓 初秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、平成 18 年 7 月 26 日に公布された廃掃法等の改正が、平成 18 年 10 月 1 日から一部を除き施行されることに伴い環境省より各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長宛に標記通知がありました。この通知を国土交通省より入手いたしましたので、取り急ぎご連絡させていただきます。

なお、今回の施行通知はアスベスト処理に関するもので、排出事業者に関する部分は、「第二 改正の内容について 3 その他」のうち、「(1) 排出事業者に対する指導等」(P.7 ~8) と「(5) 「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の取り扱いについて（平成 17 年 8 月 22 日付け環廃産発第 050822001 号）」の取り扱いについて」(P.9~10) となっております。前者は、施行規則の規定の周知徹底、後者は今回の改正政省令の施行に伴う従前の平成 18 年 8 月 22 日通達の廃止についての内容となっております。特に後者につきましては、石綿含有産業廃棄物の処理について、中間処理業者の役割が収集・運搬（積替え保管を含む。）に変わりましたことから、今後、排出事業者は直接最終処分業者との契約が必要になる等、アスベスト処理に係る重要な項目が含まれております。

つきましては、上記件につき、貴会所属会員に周知徹底の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

平成 18 年 10 月 1 日

建設九団体副産物対策協議会

構成団体各位

建設九団体副産物対策協議会
建設マニフェスト販売センター

廃棄物処理法施行令・施行規則改正に伴う石綿含有産業廃棄物の取扱い
及びマニフェストの記載方法について（お知らせ）

廃棄物処理法施行令・施行規則が改正され、平成 18 年 10 月 1 日施行されます。これにより、石綿含有産業廃棄物（*）の処理基準・保管基準が定められるとともに、処理委託にあたっては、廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合には、その旨及びその数量を委託契約書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載することが義務付けられました。

以上を受けて、環境省の指導のもと、建設系廃棄物マニフェストの運用を下記のとおりといたしますのでお知らせします。貴協会におかれましては会員に対し遺漏なく周知されることをお願いいたします。

* 石綿含有産業廃棄物：

施行規則において「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するもの（廃石綿等を除く）」とされています。これまで「非飛散性アスベスト」とされていたものと同義であり、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」と区別されます。石綿を含有した廃スレート、廃ビニル床タイル等は安定型、石綿を含有した石膏ボードや、管理型廃棄物と混合した石綿含有産業廃棄物は管理型となります。石綿含有産業廃棄物の処分については破碎・切断が原則禁止（収集運搬のために、必要な措置を講じて行う破碎等は認められる）され、埋立処分、溶融、無害化することが必要となります。

記

1. 石綿含有産業廃棄物の処理委託に際しては、他の産業廃棄物と区別して 1 枚のマニフェストを交付してください。記載要領は別紙のとおりです。
2. 今後、マニフェストに安定型品目「08 石綿含有産業廃棄物」、管理型品目「17 石綿含有産業廃棄物」を印刷する予定ですが、印刷したものが入手できるまでは記載要領に倣い、その旨を手書きしてください。
3. 別紙「石綿含有産業廃棄物の記入のしかた」は、建設マニフェストの販売窓口で配布するとともに、11 月下旬印刷完了分からはマニフェストの箱（大箱、小箱）ごとに封入する予定です。

以上

「石綿含有産業廃棄物」の記入のしかた

廃棄物処理法施行令・施行規則が改正され、平成18年10月1日施行されます。これにより石綿含有産業廃棄物(*)の処理基準・保管基準が定められるとともに、処理委託にあたっては廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合には、その旨及びその数量を委託契約書及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載することが義務づけられました。

(*) 石綿含有産業廃棄物：工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(廃石綿等を除く)。

- ・石綿含有産業廃棄物の処分については破碎・切断が原則禁止（収集運搬のために必要な措置を講じて行う破碎等は認められる）され、埋立処分、溶融、無害化することが必要となります。
 - ・石綿含有産業廃棄物の処理委託に際しては、他の廃棄物と区別して1枚のマニフェストを交付してください。
記入例は下記のとおりです。

・建設系廃棄物マニフェストの記入例

①ガラス・陶磁器くず（石綿含有大平板、スレート波板等）

荷役原単位の種類		(単位: t・kg・m)		荷役機種											
品目	単位	品目	単位	品目	単位	品目	単位	品目	単位	品目	単位	品目	単位	品目	単位
01		02		03		04		05		06		07		08	
09		10		11		12		13		14		15		16	
17		18		19		20		21		22		23		24	
25		26		27		28		29		30		31		32	
33		34		35		36		37		38		39		40	
41		42		43		44		45		46		47		48	
49		50		51		52		53		54		55		56	
57		58		59		60		61		62		63		64	
65		66		67		68		69		70		71		72	
73		74		75		76		77		78		79		80	
81		82		83		84		85		86		87		88	
89		90		91		92		93		94		95		96	
97		98		99		100		101		102		103		104	
105		106		107		108		109		110		111		112	
113		114		115		116		117		118		119		120	
121		122		123		124		125		126		127		128	
129		130		131		132		133		134		135		136	
137		138		139		140		141		142		143		144	
145		146		147		148		149		150		151		152	
153		154		155		156		157		158		159		160	
161		162		163		164		165		166		167		168	
169		170		171		172		173		174		175		176	
177		178		179		180		181		182		183		184	
185		186		187		188		189		190		191		192	
193		194		195		196		197		198		199		200	
201		202		203		204		205		206		207		208	
209		210		211		212		213		214		215		216	
217		218		219		220		221		222		223		224	
225		226		227		228		229		230		231		232	
233		234		235		236		237		238		239		240	
241		242		243		244		245		246		247		248	
249		250		251		252		253		254		255		256	
257		258		259		260		261		262		263		264	
265		266		267		268		269		270		271		272	
273		274		275		276		277		278		279		280	
281		282		283		284		285		286		287		288	
289		290		291		292		293		294		295		296	
297		298		299		300		301		302		303		304	
305		306		307		308		309		310		311		312	
313		314		315		316		317		318		319		320	
321		322		323		324		325		326		327		328	
329		330		331		332		333		334		335		336	
337		338		339		340		341		342		343		344	
345		346		347		348		349		350		351		352	
353		354		355		356		357		358		359		360	
361		362		363		364		365		366		367		368	
369		370		371		372		373		374		375		376	
377		378		379		380		381		382		383		384	
385		386		387		388		389		390		391		392	
393		394		395		396		397		398		399		400	
401		402		403		404		405		406		407		408	
409		410		411		412		413		414		415		416	
417		418		419		420		421		422		423		424	
425		426		427		428		429		430		431		432	
433		434		435		436		437		438		439		440	
441		442		443		444		445		446		447		448	
449		450		451		452		453		454		455		456	
457		458		459		460		461		462		463		464	
465		466		467		468		469		470		471		472	
473		474		475		476		477		478		479		480	
481		482		483		484		485		486		487		488	
489		490		491		492		493		494		495		496	
497		498		499		500		501		502		503		504	
505		506		507		508		509		510		511		512	
513		514		515		516		517		518		519		520	
521		522		523		524		525		526		527		528	
529		530		531		532		533		534		535		536	
537		538		539		540		541		542		543		544	
545		546		547		548		549		550		551		552	
553		554		555		556		557		558		559		560	
561		562		563		564		565		566		567		568	
569		570		571		572		573		574		575		576	
577		578		579		580		581		582		583		584	
585		586		587		588		589		590		591		592	
593		594		595		596		597		598		599		600	
601		602		603		604		605		606		607		608	
609		610		611		612		613		614		615		616	
617		618		619		620		621		622		623		624	
625		626		627		628		629		630		631		632	
633		634		635		636		637		638		639		640	
641		642		643		644		645		646		647		648	
649		650		651		652		653		654		655		656	
657		658		659		660		661		662		663		664	
665		666		667		668		669		670		671		672	
673		674		675		676		677		678		679		680	
681		682		683		684		685		686		687		688	
689		690		691		692		693		694		695		696	
697		698		699		700		701		702		703		704	
705		706		707		708		709		710		711		712	
713		714		715		716		717		718		719		720	
721		722		723		724		725		726		727		728	
729		730		731		732		733		734		735		736	
737		738		739		740		741		742		743		744	
745		746		747		748		749		750		751		752	
753		754		755		756		757		758		759		760	
761		762		763		764		765		766		767		768	
769		770		771		772		773		774		775		776	
777		778		779		780		781		782		783		784	
785		786		787		788		789		790		791		792	
793		794		795		796		797		798		799		800	
801		802		803		804		805		806		807		808	
809		810		811		812		813		814		815		816	
817		818		819		820		821		822		823		824	
825		826		827		828		829		830		831		832	
833		834		835		836		837		838		839		840	
841		842		843		844		845		846		847		848	
849		850		851		852		853		854		855		856	
857		858		859		860		861		862		863		864	
865		866		867		868		869		870		871		872	
873		874		875		876		877		878		879		880	
881		882		883		884		885		886		887		888	
889		890		891		892		893		894		895		896	
897		898		899		900		901		902		903		904	
905		906		907		908		909		910		911		912	
913		914		915		916		917		918		919		920	
921		922		923		924		925		926		927		928	
929		930		931		932		933		9					

② 麻プラスチック類（石綿含有Pタイル等）

③ 種類の異なる石綿含有産業廃棄物を1台の車で運搬する場合

④ 岩綿吸音板（石綿含有）と下貼りの石膏ボードが一体となっている場合